

東地申第1号

11月5日 第1回交渉—その2

「JR東労組東京地本第35回定期大会発言及び支部大会発言」に基づく申し入れ

1. JR東労組組合員に対して人権侵害・差別・利益誘導等による、脱退強要を含むあらゆる不当労働行為について直ちに止めること。

会社回答 労働組合の活動について会社は介入するものではなく、「不当労働行為」を行った事実はない。また、社員が労働組合に加入するかどうかは、社員一人ひとりが判断するものである。

組合 JR東労組組合員であることを理由に社員評価、異動の基準、試験の合否に影響を与え、エルダー雇用先や意見交換会、行事等への参加対象の選出をめぐり、差別・区別するなどの不利益扱いは行わないこと。

会社 会社として差別・区別をする不利益扱いは行っていない認識だ。

組合 組合の所属によって差別を行わない理由を、法令上・企業倫理の観点から回答を求める。

会社 組合所属は必要ないからだ。

組合 法令上の観点から、組合に所属することで不利益扱いを行わない理由と根拠を述べるべきだ。

会社 社員を正しく評価する上で組合の所属は関係ないし、異動は任用の基準で行っている。組合差別、不利益を与える観点で行っていない。労働組合法7条の意識はあり、法令違反はしない。

会社は、JR東労組組合員を理由に社員評価、異動の基準、試験の合否、エルダー雇用先、意見交換会、行事等への参加に対して差別・区別は当然のこと所属確認はしていないと回答!

組合 会社は「差別はない」と回答しているが、運転士試験で東労組組合員全員が不合格になっている職場がある。また、管理者が脱退届の記入用紙を配付しているのが現実だ。さらに「東労組に所属していると試験に受からない」と言われ、試験を受けたら不合格になっている。

会社 言われた内容や個別の発言は把握していないので、責任ある回答はできない。試験は公正に行っている。

組合 会社として脱退届を配付することはあるのか。

会社 **脱退届は配らないし配れない。上位職が配った事実はない。絶対あつてはならない。理由は不当労働行為になるからである。**

組合 そのような事実があったら会社としてどうするのか。

会社 仮定の話はできない。

組合 今後は行わないこと。

会社 **行わない。**

組合 行わない理由を述べるべきだ。

会社 **法令に抵触するからだ。**

組合 工務職場では、海外留学や出張中の組合員に対して、会社が様々な形で脱退届を配布しているのが実態だ。

会社 把握していない。

組合 会社として調査する考えはあるのか。

会社 具体的な日にちが分かれば、やぶさかではない。

組合 地区指導センターの入り口に、7月末まで「争議行為対策本部」の看板を掲出していた理由と目的を明らかにするべきだ。

会社 看板を掲出していたのは、多分忘れていたのでないか。支社として「掲出しろ」とは指示していない。地区指導センターで貼り出したものをそのままにしていた。2月に組合がやろうとしていたことに、会社として危機感を持たなければならず、対策本部を設置した。看板を掲出していた理由はないし、分からない。不当労働行為の事実はない。

組合 東労組の活動に危機感を打ち出すために、7月まで外に向けて掲出されている。

**看板を見た組合員に動揺を与えており、経営として成り立たない!
このことは組合員へ脱退を促す威嚇行為だ!**

組合 大崎運輸区では、2月26日付の「東日本旅客鉄道労働組合東京地方本部との労使共同宣言2002の失効」の掲示が8ヶ月も掲出されているが、その理由を明らかにするべきだ。

会社 会社として「剥がせ」と言っていないし、失効したことのお知らせだ。

組合員へ脱退を促す目的で貼り続けており、組合活動への支配・介入だ!



その3へつづく